

ふるさと甲佐応援寄附金運営業務委託仕様書

1 業務名

甲佐町ふるさと甲佐応援寄附金運営業務委託

2 委託期間

契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 業務の概要

甲佐町では、ポータルサイト（ふるさとチョイス）及びクレジットカード決済（Yahoo! 公金決済）（以下、「既存事業」という。）を活用し、ふるさと納税制度を推進している。本業務は、更なる推進を目指し、既存事業に加え、インターネット上（パソコン及び携帯電話）において、寄附の申込受付から返礼品の選択、決済等に関連する一連の手続きを行うことができるサイト（以下、「ポータルサイト」という。）の提案及び指定代理納付等に関連する業務（以下、「新規事業」という。）について一括代行するとともに、返礼品の開発・拡充等のプロモーション支援等について業務委託するものである。

4 委託業務の内容

- （1）既存事業と別に、新たにポータルサイト及びこれに対応する寄附金の決済方法等について提案すること。
- （2）ポータルサイト（ふるさとチョイス及び新たに提案するポータルサイト）で受け付けた寄附金に係る収納状況の管理を行うこと。
- （3）返礼品提供事業者への返礼品の発注、配送管理を行うこと。
- （4）返礼品の開発・拡充及び返礼品提供事業者の開拓を行うこと。
- （5）寄附者への礼状、寄附金受領証明書、寄附金控除に係る申告特例申請書の作成・送付並びに寄附金控除に係る申告特例通知書の作成支援を行うこと。
- （6）新規事業と既存事業を一括で管理できる仕組みを構築すること。
- （7）寄附者及び返礼品提供事業者からの問合せに対応すること。
- （8）ふるさと甲佐応援寄附金に係るプロモーション支援を行うこと。
- （9）ふるさと甲佐応援寄附金の推進に係るコンサルティングを行うこと。
- （10）ふるさと甲佐応援寄附金の増収を図るための提案等を行うこと。
- （11）その他本業務に関すること。

5 業務の仕様

- （1）個人情報保護対策について
受託者は、個人情報保護漏えい防止対策を講じること
- （2）新たに提案するポータルサイトについて

- ① 甲佐町が指定する寄附金の使途を寄附者が選択できること。
 - ② 寄附金額に応じて、寄附者が返礼品を選択できること。
 - ③ 寄附申込、返礼品の選択及び決済の一連の手続をポータルサイト内で完了できること。
 - ④ ③の手続が完了した際に、寄附者に対して電子メールにより通知できること。
 - ⑤ 寄附金の収納状況及び寄附申込受付状況等について、データ出力（CSV 形式等）が可能であること。
- （３）新たに提案するポータルサイトに対応する寄附金の決済方法等について
- ① クレジットカード決済について
 - ア 受託者は、新たに構築するポータルサイトに対応できるよう、あらかじめ代理納付を行う者を指定すること。なお、代理納付者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 157 条の 2 第 1 項各号に定める要件を満たす者であること。
 - イ 使用できるクレジットカードのブランドは、「V I S A」、「Master Card」、「J C B」、「American Express」及び「Diners Club」とすること。なお、受託者が加盟又は提携する国際ブランドマークが付された受託者以外の者が発行するクレジットカードの取扱も可能とする。
 - ウ クレジットカード決済について、取り扱う支払回数は一括払いとすること。
 - ② その他の決済方法について
 - 受託者は、寄附者の利便性の向上のため、クレジットカード決済以外に提供できる決済方法があれば提案すること。
- （４）ポータルサイトの保守管理等について
- 受託者は、ふるさとチョイス及び新たに提案するポータルサイトの更新、修正、保守管理を行うこと。
- （５）寄附者情報及び収納情報の管理等について
- 既存事業及び新規事業について、次のとおりとすること。
- ① 受託者は、寄附者情報及び収納情報との突合及び消込作業から甲佐町への当該消込データの送付ができる仕組みを構築すること。
 - ② 受託者は、寄附者情報及び収納情報の管理及びセキュリティ対策を講じること。
 - ③ 受託者は、寄附者情報及び収納情報との突合及び消込処理を行い、甲佐町が円滑に寄附金に係る収入の調定ができるよう当該処理データの送付を行うこと。
 - ④ 受託者は、ポータルサイトで受け付けた寄附金の払込みにあたっては、毎月一定日を締切日とし、締切日後速やかに甲佐町があらかじめ指定する金融機関の口座へ一括で振り込むこと。なお、締切日等の詳細は、別途協議するものとする。
- （６）返礼品の発注及び配送管理について
- ① 受託者は、寄附者が選定した返礼品を返礼品提供事業者が発注し、返礼品を

寄附者へ配送すること。

- ② 受託者は、返礼品提供事業者との連絡を密にし、在庫状況の確認を行うほか、返礼品の配送が円滑に行われるよう必要な措置を講じること。
 - ③ 受託者は、返礼品の配送状況を管理すること。
 - ④ 受託者は、配送遅滞又は返礼品の梱包箱の破損等、配送に係るトラブル、クレームが生じた場合は寄附者等への対応を行うこと。
- (7) 寄附者への礼状、寄附金受領証明書、寄附金控除に係る申告特例申請書の作成・送付及び寄附金控除に係る申告特例通知書の作成支援
- 既存事業及び新規事業について、次のとおりとすること。
- ① 受託者は、礼状、寄附金受領証明書、寄附金控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則様式第 55 号の 5）の作成及び送付が可能であること。
 - ② 受託者は、寄附金控除に係る申告特例通知書（地方税法施行規則様式第 55 号の 7）の作成支援が可能であること。
- (8) 既存事業と新規事業の一括管理について
- 受託者は、既存事業と新規事業における寄附者情報、収納情報、配送情報等について一括管理する仕組みを構築すること。
- (9) ふるさと甲佐応援寄附金に関する問い合わせ対応について
- 受託者は、寄附者及び返礼品提供事業者からの問合せに対し、電話又は電子メール等により回答又は情報提供を行うこと。なお、行政に関する事項の質問については、甲佐町に取り次ぐこと。
- (10) 甲佐町及び返礼品等のプロモーション支援について
- ① 受託者は、甲佐町及びふるさと甲佐応援寄附金の認知度を高めるための支援を行うこと。
 - ② 受託者は、ポータルサイトでの情報発信等により、返礼品及び甲佐町の認定商品「こうさんもん」の魅力を広く発信すること。
 - ③ ポータルサイトに掲載する返礼品の写真については、受託者により撮影を行うこととする。
 - ④ 受託者は、甲佐町と協議の上、甲佐町が提供する情報や受託者が独自に入手した情報等をもとに返礼品提供事業者と交渉し、返礼品候補の企画及び選定を行うこと。
- (11) ふるさと甲佐応援寄附金の推進のためのコンサルティングについて
- 受託者は、ふるさと甲佐応援寄附金の推進のため、受託者が有するふるさと甲佐応援寄附金に係る独自のノウハウ又はサービスについての提案を行うこと。
- (12) ふるさと甲佐応援寄附金の増収に係る提案等について
- 受託者は、ふるさと甲佐応援寄附金の増収を図るための提案を行うこと。
- (13) その他事項について
- ① 受託者は、寄附者がポータルサイトを經由せずに寄附を行った場合においても、甲佐町からの寄附者情報の提供により、受託者により返礼品等の発注及び

寄附金の収納状況管理が行えること。

- ② 受託者は、月毎に業務実績報告書を提出すること。報告内容は、既存及び新規事業の内訳、並びに寄附者情報を紙面及びCSV形式等データで提出すること。
- ③ 本業務において作成した成果品の著作権及び所有権は委託者に帰属するものとする。

6 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報を含む甲佐町の情報資産の取扱いについて情報セキュリティの必要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。また、本業務に係る個人情報については、甲佐町個人情報保護条例（平成15年3月27日付け甲佐町条例第2号）に基づき適正に取り扱うこと。

7 契約の解除

甲佐町及び受託者は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本条による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

8 その他

- (1) 本業務に係るふるさと甲佐応援寄附金の受付開始は平成30年4月1日（日）予定とする。
- (2) 業務の受託者が甲佐町に代理納付する金額から、甲佐町が受託者に支払う本業務の委託料等を差し引くことはできないものとする。
- (3) 受託者は、業務内容について、仕様書に基づく内容とするとともに、提案した内容を遵守し、実施すること。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたっては甲佐町と十分に協議を行い、町の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (5) 受託者は、本仕様書に定めのない事項であっても、関連する事項が生じた場合、受託者は委託者の指示により契約金額の範囲内でこれを実施すること。
- (6) 受託者は、返礼品提供事業者に対し、業務請負契約締結後の返礼品提供事業者説明会を実施すること。
- (7) その他業務の履行上必要な事項については、町と受託者で協議のうえ決定する。